

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水 際対策措置（オミクロン株に対する水際措置 の強化の継続）

2021年12月28日

- 「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和3年11月29日）において、本年12月31日までの間実施することとした、「2. 外国人の新規入国停止」及び「3. 有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」については、当面の間、継続するものとします。

※オミクロン株以外の変異株による待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等についての「水際対策強化に係る新たな措置（21）」（12月3日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（22）」（12月9日）については、引き続き有効です。

- 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙1 「水際対策強化に係る新たな措置（23）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_23.pdf)

別紙2「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_20.pdf)

別紙3「水際対策強化に係る新たな措置（21）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_21.pdf)

別紙4「水際対策強化に係る新たな措置（22）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_22.pdf)

別紙5「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月27日時点）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_list.pdf)

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）